

平成31年度 小田原市予算・政策に関する要望について

○会員企業の経営支援

項 目	理 由
<p>1. 小田原・箱根木製品の販路開拓事業等の継続支援について</p>	<p>当商工会議所では（一社）箱根物産連合会と連携して、小田原・箱根地方の伝統工芸である小田原漆器、小田原木製品、箱根寄木細工・木象嵌を神奈川県内はもとより各地域の展示会、イベント等に積極的に参加しPR活動を行ってきております。</p> <p>平成27年3月から、既存の「木製品フェア」に代わり中心市街地でのイベントとして、小田原地下街にて「木・技・匠」イベントを2年に1度開催し、限られた予算ながらも木の温もりと文化に触れる機会を提供して、中心市街地活性化の一翼を担っております。</p> <p>また、（一社）箱根物産連合会が「TAKUMI館」を営業し、木製品の販売、若手職人の作品の展示・販売を行うなど若手の育成指導や販路の開拓、木製品の情報発信に努めております。</p> <p>つきましては、神奈川県の名産100選にも指定されている「小田原漆器」、「小田原木製品」、「箱根寄木細工・木象嵌」、など職人の高齢化が進んでいる中、伝統文化を絶えさせないよう次世代に継承していくため、また若手や今後木工業に関わる方々を育成する道筋を立てるためにも、人材育成支援や販路拡大支援に、従前にも増して強力にご支援いただけるよう要望いたします。</p>
<p>2. 地元建設業者の育成支援及び公共工事について</p>	<p>小田原市における公共工事は、市内業者で対応できない特殊案件以外は、市内本店企業への発注を行っていただき、大型工事も、可能な限り複数の工種に分離し、市内本店企業へ発注するなど、地元業者への発注についてご配慮いただいていることと存じます。平成29年度の受注割合の実績から予定価格130万円を超える工事の発注件数は222件で、市内本店企業が受注した件数は191件、86%となっております。一方、総金額は約60億47百万円で、市内本店企業が受注した契約金額は約6割弱程度となっております。</p> <p>市内本店企業が受注した工事の割合が地元建設業者の育成支援に大きく影響を与え、若年者の雇用確保にも繋がることから、出来る限り市内本店企業へ発注していただくこととともに、市内本店企業が受注する工事の契約金額も引き続きご配慮くださいますよう要望いたします。</p> <p>（1）工事の平準化について</p> <p>小田原市では、工事の早期発注や工事の平準化について、平成28年度から「ゼロ市債」による工事の前</p>

項 目	理 由
	<p>倒し発注を実施していただいております。平成29年度も工事金額や工事件数についてご配慮をいただきまして感謝申し上げます。</p> <p>つきましては、引き続き配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 総合評価方式の見直しについて</p> <p>小田原市では、入札契約検討委員会において、「簡易型」の採用について検討され、平成28年度の総合評価方式に加えられましたが、平成28年度・平成29年度とも「簡易型」は実施されませんでした。つきましては、本年度は「簡易型」を実施し、施行結果について検証していただきますようお願いいたします。</p> <p>(3) 公共工事における提出書類の簡素化について</p> <p>小田原市では、公共工事の契約金額により工事完成検査時の提出書類の簡素化を図っていることは承知しておりますが、建設業界から見ますと、依然として書類の提出量が多く、業務負担が過剰なものとなっております。</p> <p>つきましては、公共工事の契約金額に応じて、更なる簡素化を図っていただきますようお願いいたします。</p> <p>(4) 小規模施工時の最低補償額の対応方針の遵守と130万円以下の工事発注における基準の見直しについて</p> <p>1日未満で完了する小規模施工は、作業時間を2時間で積算するため、数量による積算では実態と乖離が生じることから、機械・労務費は4時間以下を半日分、4～8時間を1日分とみなす最低補償額を設け、実態を正確に反映できるよう国土交通省より対応方針が出ております。つきましては、神奈川県や他市と連携を取りつつ対応方針に則った対応を要望いたします。</p> <p>また、予定額が30万円超130万円以下の工事発注は所管課の管轄となり、見積もり合わせについても3社見積もりを行っていることを承知しております。しかしながら、所管課での予定額と業者が提出した見積額の差が生じ、時として全ての業者が所管課での予定額を上回るケースがあります。つきましては、現場を十分調査した上での設定金額にしていただきますよう併せて要望いたしますとともに、地方自治法施行令(随意契約)第67条の2の別表5で、工事又は製造の請負は、市町村は130万円以下と決まっていることは承知しておりますが、消費税率の更なる引き上げを控え、業者も価格転嫁が厳しい現状もご承知置きくださいますようお願い申し上げます。</p>
3. マル経融資制度の利子	日本経済は大企業を中心に景気回復の気配を感じられる

項 目	理 由
<p>補給制度の創設について</p>	<p>ところではありますが、地方経済や中小・小規模事業者にとっては、実感に乏しい状況が続いております。</p> <p>地域総合経済団体である商工会議所は、国が創設している「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」（貸付限度額2,000万円、無担保・無保証人・低利）を小規模事業者への支援施策として、利用・普及を担っております。当商工会議所においても、小田原・箱根管内で、年間約100件、6億円前後の融資を政府系金融機関である、日本政策金融公庫より実行していただいております。小規模事業者にとっては、非常に心強い制度として、根付いております。</p> <p>つきましては、企業体力の弱い小規模事業者に対して、なお一層この制度を利用し、経営改善を図り、県内他市町以上に事業継続し易い小田原に向かい、小規模事業者経営改善資金（マル経資金）への利子補給制度の創設の検討を引き続き要望いたします。</p> <p>【実施済み：横須賀市（100%補助）、藤沢市（50%補助）厚木市（50%補助）、海老名市（50%補助）、相模原市（50%補助）、座間市（100%）、綾瀬市（50%補助）、秦野市（1/3補助）、湯河原町（年0.5%の利子相当額）】</p>
<p>4. 信用保証料補助限度額の拡大について</p>	<p>小田原市制度融資については、10万円を限度に（10万円以下の場合実際の保証料まで）保証料を補助いただき、神奈川県制度融資の一部の制度については6万円を限度に市が単独で補助していただいておりますがこれらの保証料補助限度額を拡大していただけますように要望いたします。</p>
<p>5. 事業承継への支援について</p>	<p>地域の暮らしの下支えという役割を担う地域の中小企業・小規模事業者の存続は地域経済にとって重要であります。現在、神奈川県では「神奈川県事業引継ぎ支援センター」が開設、当所でも地域金融機関や日本公庫、税理士会などと事業承継などマッチングを取り組む枠組みを構築しているところです。</p> <p>つきましては、当所が神奈川県とも連携しながら構築する廃業予備軍と創業希望者とのマッチングを含む、事業承継の仕組みづくりに対して、小田原市としても積極的にご支援賜りますよう要望いたします。</p>

○まちづくりの推進

<p>6. いのち輝くまちづくり</p>	<p>小田原市久野のイオングループ所有の土地（JT跡地）</p>
----------------------	----------------------------------

項 目	理 由
構想推進について	<p>の開発計画について、平成27年7月にイオングループ、小田原市、神奈川県、小田原箱根商工会議所による「いのち輝くまちづくり構想4者研究会」が発足し、小田原市からは都市部長、経済部長、企画部政策調整担当部長に構成メンバーに加わって頂き、研究会を開催してまいりました。</p> <p>昨年、2年間にわたる研究の成果として基本計画を発表いたしました。現在は、商連、医師会代表などに加わっていただき、新たな構成メンバーで、基本構想で掲げた6本の柱の中心である地域医療体制との連携、健康増進施策の推進、県の「未病を改善する」拠点としての機能と位置付けの具現化や、求められる商業施設づくりにイオングループの進捗状況報告を受けながら懇談を行っております。構想が具現化できますよう行政としての支援を要望します。</p>
7. 空き家・空き店舗対策について	<p>小田原市では、空き家等の活用を通じて、定住促進等による地域の活性化を図るため、空き家バンクの取り組みを始められておりますが、これについては人口増加対策として有効なものの一つであると認識しております。</p> <p>他地域の空き家バンクでは購入者に取得に要した費用や賃貸者・借借者への住宅改修費用の一部助成など、利用促進を目指し、行政が各種補助金を盛り込んでおります。小田原市においても「店舗単位」ではなく、「商店街単位」での空き店舗対策の支援を行っておりますが、平成28年度・平成29年度の助成金採択件数は併せて1件となっており、空き店舗の利用促進に有効と見るには程遠い状況となっております。物件の所有者と購入・借借希望者の橋渡し役を担う空き家バンクの活用は、活力あるまちづくりの促進に直結する重要なものと考えます。</p> <p>つきましては、空き家バンク周知の積極的な推進と、商店街単位に加えて店舗単位など効果のある支援を引き続き要望いたします。</p>
8. 都市計画道路計画の再構築について	<p>小田原駅周辺の都市計画道路については、計画決定されてから数十年経過していながら一向に事業決定されていない路線が存在しており、当所におきましては中心市街地活性化特別委員会にて、中心市街地の再開発を推進する観点から都市計画道路の計画見直しについて勉強会を開催するなど調査研究をしているところです。</p> <p>調査・研究のなかで現状の都市計画道路の幅員およびルートを変更しても円滑な交通体系を整えることは可能と思われれます。</p> <p>現在当所中心市街地活性化特別委員会や小田原駅前まちづくり協議会等に市の担当者にも参加いただき、意見交換さ</p>

項 目	理 由
	<p>せていただいております。その中で都市計画道路の見直しについては、平成30年度より実施されているかと存じます。</p> <p>小田原駅前活性化は、市全域の活性化に直結するものであり、極めて重要です。</p> <p>特に計画されたまま世紀的期間、硬直化している都市計画道路の見直しは必須の事と思われまます。</p> <p>都市計画道路の見直しにつきましては現状の計画以外にも可能な方法等を提示し、現況に即した見直し、変更を必ず行っていただき、未来を見据えた計画へ再考していただけるよう要望いたします。</p>
<p>9. 小田原駅西口の開発について</p>	<p>まちづくりの視点として、住む人を増やす、働く人を増やす、訪れる人を増やすという3つの視点が必要と考えます。</p> <p>しかしながら、小田原駅西口はロータリーが雨天時に大混雑になるなど、ロータリーの機能を十分に果たしていない状況です。また、現行の高さ制限により、建て替え等の再生を絡めたまちづくりが促進されているとはいいがたい現状です。</p> <p>つきましては、住む人を増やす、働く人を増やす、訪れる人を増やす、という3つの視点から考えますと、高さ制限の例外的な運用を検討いただき、運用が厳しい場合でも、用途地域の変更や日影規制を緩和するなど別の手段の検討をしていただく必要があると考えます。市としましても西口全体の魅力的な景観づくりを専門家や西口の地権者、JR東海などとともに考えていく必要があると考えますので、立地適正化計画のもと、市が率先して取り組んでいただけますよう併せて要望いたします。</p>
<p>10. 土地利活用について</p>	<p>(1) 市街化区域</p> <p>小田原市は地方再生コンパクトシティのモデル都市として選定されましたが、「小田原市立地適正化計画策定」にあたっては、一般的な、人口密度と照らし合わせた一局集中のコンパクトシティを目指すためのものではなく、小田原市の歴史・地域特性を踏まえたエリア視点を考慮した、「コンパクトシティ小田原モデル」ともいえるものを構築できるよう要望いたします。また、小田原駅を中心とした市街化区域にて都市機能の強化をはかるものと推測しますが、市民・地元事業者の意見やアイデアを柔軟に活かし、民間資本が参入しやすい仕組みづくりなど、積極的に反映していただくよう併せて要望いたします。</p>

項 目	理 由
	<p>(2) 市街化調整区域</p> <p>小田原市では、市街化調整区域の土地利用の在り方について、現行の開発許可制度による市街地の外延化や宅地化に伴う優良農地の営農環境の悪化などの課題に対応すべく、平成30年11月30日に新たな開発許可制度が施行されます。小田原市が目指すコンパクトシティを構築し、且つ地域コミュニティーを維持しつつ各地域の活性化を図るためにも同制度の十分な周知が必要であります。施行前だけでなく施行後も建設業・不動産業のみならず幅広い業界に十分な周知がはかれるよう要望いたします。また、必要に応じて都市計画法34条の柔軟な運用など技術的支援を行っていただきますよう併せて要望いたします。</p> <p>(3) 立地適正化計画</p> <p>ア 都市機能誘導区域</p> <p>小田原市は小田原駅を中心とした広域中心拠点や鴨宮駅を中心とした地域中心拠点など、拠点ごとの特色を踏まえたエリア設定を行っておられますが、立地適正化計画は、施策の進捗管理指標や計画全体に係る目標値を居住誘導区域の設定と合わせて平成30年度末までに設定した上で、おおむね5年毎に進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じて見直しを検討するものと認識しています。つきましては時間軸を持ったアクションプランとして運用し、「小田原らしさを生かした賑わいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」が継続的に図られるよう要望いたします。</p> <p>イ 居住誘導区域</p> <p>市は①既存ストック（都市機能・都市基盤・住宅）が充実する区域への誘導②歩いて暮らせる区域（拠点周辺の市街地、公共交通沿線等）への誘導③災害リスクの高い区域への誘導抑制、という3つの居住誘導区域設定の考え方を踏まえ、平成30年度までに設定することとしています。つきましては、居住誘導区域の設定に当たっては、関係団体、地域住民の方の意見を伺いつつ、都市計画審議会等での議論や、パブリックコメント等を行い、積極的に意見を反映していただきますよう要望いたします。</p> <p>(4) その他</p> <p>居住誘導区域外の区域で建築物の開発行為を行おうとする場合などを対象に市長への届出が必要となること承</p>

項 目	理 由
	<p>知しております。つきましては、居住誘導区域外で、生活上の支障や経済的不利益が発生しないよう、保全と対策を要望します。</p>
<p>11. 将来を見据えた都市構想の策定について</p>	<p>小田原市では人口減少が続いており、将来的な地域経済の停滞や地域の担い手不足を招くことが危惧されております。市は「コンパクト・シティ・ネットワーク」の考えで、住宅と居住に関わる医療・福祉・商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを推進されております。</p> <p>しかし市民が健康で快適な生活環境を確保できるよう住みやすい都市を作り上げていくためには、都市としての将来像をしっかりと示し、これを進めていく姿勢を市民に明らかにすることが重要であり、それがひいては人口流出の防止にも繋がるものと考えます。</p> <p>つきましては県西地域の中心的都市として、全市にわたる都市構想について早急にお示しいただくことが必要であります。</p> <p>このため、これに向けて専門的知識を持った職員を配置し、組織力を強化したうえで20年後・30年後の中核都市としての都市構想を至急策定されるよう要望いたします。</p>
<p>12. 市立病院の機能整備について</p>	<p>今後さらなる増加が予想されるインバウンドの旅行者・観光客、特に箱根等への宿泊客の急病時への対応ができる機能整備を、県西地区の中心病院である市立病院が担う役割が求められている。</p> <p>観光振興に注力する本市にとって、外国人客に健康面で安全安心な観光地であることをアピールできることは有効です。</p> <p>外国人観光客などの来院時には、医療通訳を横浜の機関にリクエストをして対応されているようであるが、小田原市独自で医療、看護、介護、相談などに多言語で対応が出来る職員の採用を要望いたします。</p>
<p>13. 病院の建て替えにイオン敷地の活用について</p>	<p>平成29年度からスタートした「小田原市立病院改革プラン」により、老朽化した市立病院の建て替えは喫緊の課題であり、建て替えを前提とした新病院の施設整備に向かっていることと存じます。市民、商工業者として、高度な医療が可能な新病院として一日も早い実現が待たれます。建替え場所の検討もされておられることと思いますが、現病院と至近にある、既に整地されているイオンの新施設予定地の一角に建てることを検討していただきたく要望いたします。</p>

項 目	理 由
	併せて、近隣の公立病院との連携、私立病院、開業医との役割分担の明確化を積極的に推進していただきたく要望いたします。
14. 市民ホールの整備について	<p>今年の1月に市民ホールを整備する事業者である「鹿島建設・環境デザイン研究所共同企業体」と設計及び施工に係る協定を締結され、平成30年度を設計、平成31～32年度を建設期間とし、平成33年秋のオープンを目指すとなっております。</p> <p>また、市民ホール整備推進委員会では、基本設計、実施設計策定の際に、管理運営専門部会で設置条例の検討やソフト事業の検討とあります。</p> <p>建設予定の市民ホールは単なる従来の市民会館の建て替えを超えて、新たな交流拠点、賑わいの創出のしかけとして位置付けられていると聞きますが、賑わいの創出のためには、商業の視点が不可欠でありますので、運営を検討する場に当所をはじめとする商業関係者、観光関係者を含めていただきますよう要望いたします。</p>
15. 三の丸地区の整備構想の明確化について	<p>小田原市より、三の丸地区の整備構想(案)が小田原市議会に示され、すでに当所の平成の城下町・宿場町構想研究会の三の丸地区の文化・観光拠点作り分科会で説明があり、7月30日実施予定の当所の平成の城下町・宿場町構想研究会でも説明の予定があることは承知しております。</p> <p>この整備構想につきましては、当所が提唱し、研究会として小田原市も加わってその実現を目指している平成の城下町・宿場町構想との整合をとっていくための十分な情報の公開と丁寧な説明を要望いたします。</p>

○小田原・箱根の連携による観光振興と地域振興

項 目	理 由
16. 平成の城下町・宿場町構想の推進について	<p>「小田原・箱根の観光ビジョン」では、「らしさ」からの脱却と「ならでは」（小田原しかできないもの）を追求していくことを掲げ、「平成の城下町・宿場町構想」を発表いたしました。</p> <p>その後、小田原市の職員の皆様にも、この構想を推進するための研究会・分科会に参加していただきましたことに、大変感謝申し上げます。</p> <p>現在、研究会を2ヶ月に1回、分科会を随時開催し、構想の実現に向けて動きはじめております。構想を実現させていくには、幾多の問題も抱えており、問題解決にはアドバイザーをはじめ、行政の手腕をお借りすることが多々あると思われれます。また、一方では構想の実現に向けたパイ</p>

項 目	理 由
	<p>ロット事業もはじまりつつあります。</p> <p>つきましては、この「平成の城下町・宿場町構想」エリア内での今後の小田原市の展開などの情報提供を迅速におこなっていただくとともに、特に予算面での一層のご尽力を賜りますよう要望いたします。</p>
<p>17. 小田原駅東西自由連絡通路における5路線を網羅した発車時刻表サインの設置について</p>	<p>小田原駅は、JR 東海道新幹線、JR 東海道本線、小田急線、大雄山線、箱根登山線の5路線とバス会社4社が乗り入れております。背後に富士箱根伊豆国立公園を控え、神奈川県西部の交通の要衝として、また、広域的なアクセスの結節点として大きな役割を担っています。</p> <p>しかしながら通路内に5路線とバス路線を網羅した一覧できる発車時刻表サイン（電光掲示板）はありません。外国人観光客を含めた利用者の乗り継ぎ環境の向上にも繋がることから鉄道各社・バス会社への設置の働きかけを要望いたします。</p>
<p>18. 小田原駅に隣接する公共施設内のトイレの実態把握について</p>	<p>小田原駅は国際的観光地である富士や箱根、伊豆をひかえた、いわば首都圏の西の玄関口として発展してまいりました。</p> <p>そして駅周辺は、就業・就学・消費活動・行政サービス・医療など、県西地域の社会経済の中心地となっており、市民の往来も多く、小田原城のみならず、数多くの歴史的・文化的資産が散在し、歴史・文化拠点ともなっております。</p> <p>小田原市としましても平成34年度までを対象期間とし、観光振興の指針となる「小田原市観光戦略ビジョン」を策定し、「小田原ファン倍増宣言」として、平成41年度までに現在451万人の入込観光客数を倍以上の1000万人とすることを目指していることは承知しております。</p> <p>しかしながら、訪れた人が何度も小田原市を回遊し、小田原のよさを多く発見することによって、最終的に本市へ「住みたい」と思う来訪客を増やし、定住の人口増加につながる観光まちづくりを目指すのであるならば、回遊しやすい環境を整えることが重要であると認識しております。</p> <p>その環境整備の中でも公共トイレの設置については、観光地としておもてなしをする際には必須であります。</p> <p>つきましては、市として、小田原駅を利用される観光客や就業・就学者も含めて、公共トイレの絶対数が充足されているかどうか調査・把握していただくとともに、今後の計画についてもお示ししていただくよう要望いたします。</p>
<p>19. 小田原城への登城サイ</p>	<p>小田原城は平成29年度に約74万人の入城者数となるな</p>

項 目	理 由
ンの更なる増設について	<p>ど、観光客のみならず、市民からも愛されるまさしく小田原市のシンボルとなっております。</p> <p>お堀端通りから馬出門を通り、住吉橋、銅門、常盤木門を通り本丸に向かうルートが正規登城ルートとなっておりますが、お城通りから、本丸に向かう際には、登城ルートが分かりづらいため、迷われる観光客も多数見受けられるのが実情です。つきましては小田原駅を基点として小田原城へ向かうルートの登城サインを増設・充実していただけますよう要望いたします。</p>
20. 来街の外国人観光客への対応について	<p>新幹線とバスの乗り換えの拠点である小田原駅西口コンコースには大型の荷物を携えた大勢の外国人観光客が集まっており、さらに今後増加することが予想されます。</p> <p>小田原観光の玄関口である小田原駅に立ち寄って、お城や海が至近にある小田原を楽しんでもらえる施策として、外国語での観光の案内、荷物の預かりや宅配、市内観光への誘導等、サービスが提供できていない現状を鑑み、行政として、鉄道会社（具体的には JR 東海）、観光団体、当所、まちづくり会社等を含めた体制の構築を推進していただくことを要望いたします。</p>
21. 早川新施設を含むエリアの整備と活性化計画の策定について	<p>平成31年5月開業予定の「小田原漁港交流促進施設」は、水産業の振興と地域活性化を図ることを目的とした施設で、鮮魚、活魚及び水産加工品などの地場の水産物の販売や飲食を核として、地場産の農産物、土産物等の提供を行い、さらに、小田原の観光や地場産品の PR など情報発信機能を備えた施設であると公表されております。</p> <p>当該施設と既存の施設（本港とその周辺の商業施設も含めた施設）と JR 早川駅という3つの基点がどう連携するのかを含めた、3点をつなぐエリアの全体の整備計画の策定を商業、漁業、観光を含む民の知恵を活かし、行政においては組織横断的な体制で推進していただきますよう要望いたします。</p>

○雇用機会の増加と創出

項 目	理 由
22. JR 東海道線上り電車終電の繰下げについて	<p>小田原駅発車の JR 東海道線上りは、小田原駅 2 時 10 分発の品川行きが最終電車となっております。小田急線最終電車の 0 0 時 0 3 分発に比べ約 1 時間も早く終電となっております。横浜や東京方面に帰るビジネス客や観光客にとって大変不便で、その結果、小田原での滞在時間の減少に伴い消費行動の妨げになっております。</p>

項 目	理 由
	<p>また、23時近くまで営業を行っている飲食業などの店舗においては従業員の帰宅についても考慮しなければならないことから、東海道沿線上り方面での人材確保が難しくなっており、人材確保面でも影響が出ております。</p> <p>さらに、ラグビーワールドカップ2019に出場するオーストラリア代表チームが事前合宿を行う意向を表明したり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ候補地へのエントリーをするなど、当地域に対する注目度や集客力が高まっていくことが予想されます。</p> <p>このようなことから、県西地域の拠点としてさらに利便性の強化を図るべく、JR東海道線の上り最終電車の時刻について、せめて小田急線同様の30分～40分後の0時に近い時間に設定していただきたいと願っております。</p> <p>つきましては、小田原市の経済活性化に繋がるものと考えておりますので、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等において神奈川県をはじめ沿線自治体と歩調を併せて鉄道事業者へ要望いただきますようを要望いたします。</p>
<p>23. 女性や障がい者が活躍できる職場づくりへの事業所への配慮について</p>	<p>日本で急速に進む少子高齢化問題は、将来的には老人が多くなり、働ける若者の数が少なくなることは必至であり、女性や障がい者の社会進出率を高めることが、至上命題となっております。</p> <p>そのため、新卒者はもとより産前後離職、介護離職をした後に社会復帰したい女性や新たに雇用された職員が働きやすい環境を作るため、職場環境を整備する事が重要と考えますが、市内事業者の中には、男女共同トイレ（和便器の設置）及び男女共有の更衣室、ロッカー室などがまだまだ多く見受けられるのが現状です。</p> <p>また、施設の整備遅れが原因で新採用職員が早期退職してしまう企業もございます。</p> <p>つきましては、女性や障がい者の職場進出を促すために専用設備として男女別に利用できる施設や設備の設置を促し、市内の中小企業の事業主が、女性や障がい者の活躍を推進し継続的な雇用に結びつけるために、社内環境づくり改革に取り組む際の費用の一部を助成できる制度等のご検討いただきますよう要望いたします。</p> <p>思うように求人が集まらない昨今、市内企業として、大変関心の高い事柄なので、他市町村（横浜市中小企業女性活躍推進助成金）の取り組み等を参考にいただき、是非共小田原市独自の対策準備をすすめていただきたく重ねて要望いたします。</p>
<p>24. 雇用の促進について</p>	<p>急速に進行する人手不足に対し、中小企業ではシニア層の知識や経験、労働力が必要となっております。</p>

項 目	理 由
	<p>については、意欲あるシニアと企業のニーズについての情報を共有し、マッチングに向けた連携強化を要望いたします。</p> <p>また、当所といたしましても、障がい者雇用の創出や、学卒予定者・転職者の地元就職を促進するための事業を積極的に実施して参りますので、一層の支援を要望いたします。</p>

○安全・安心なビジネスインフラの整備と地域でのエネルギー事業への取り組み

項 目	理 由
25. 足柄幹線林道の整備の強化について	<p>足柄幹線林道は、小田原市から箱根町内の事業所に従事している従業員たちにとっても、災害時町外を結ぶ迂回道路としての重要な役割を担っております。道路ネットワークの多重化により、地域孤立リスクの低減も図ることができることから、大きな災害にも耐えうるハード面を強化し、安全を担保した施設になるよう神奈川県に更なる働きかけを要望いたします。</p>

○その他

項 目	理 由
26. 富士山噴火災害時の事業所への配慮について	<p>小田原市におかれましては、地震や台風災害に備え既に防災マップを全戸配布し、洪水や土砂災害、津波被害などには万全の対応をされておりますが、火山噴火対策（火山灰）については具体的な対策が示されておられません。</p> <p>富士山噴火で小田原市に降り積もる火山灰は30～50センチ以上降灰する可能性があり、市民にとって健康や交通、インフラ等に与える火山灰の影響による被害は脅威であります。近年の火山活動に対する噴火被害対策（富士山噴火時の避難方法や公共交通機関の動向、火山灰に対する資産の防御方法や処理の仕方、廃棄方法や収集場所など対策、物流の対策）について、市民はもとより市内企業は具体的に何を準備すべきか、想定できておりません。</p> <p>小田原市としては富士山の噴火や降灰などの被害想定は、国と県が被害対策について協議中なのでその被害想定が発表された後にハザートマップ作成し、配布するとの回答をいただきましたが、国や県の被害対策の発表を待つだけではなく、不測の事態に備え速やかに対応できるよう、ぜひとも、小田原市独自の噴火被害対策や避難計画の策定を進めていただきたく要望いたします。</p>

項 目	理 由
27. (仮称)小田原スポーツ コミッションの設立に ついて	<p>小田原市では、オーストラリアラグビー協会より、小田原市を公式の認定練習地とする確認書を受理し、本年10月から2020年夏にかけて4回のキャンプが実施されると聞いております。</p> <p>スポーツという切り口で地域を活性化していくため、ラグビー、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプはもとより、湘南ベルマーレや大相撲小田原場所など既存の活動も含めた様々な活動を継続的に展開するための官民挙げての支援体制として、地域プラットフォームの設置を要望いたします。</p> <p>時間軸の視点からも、①既存の誘致特別部会のプロモーション・交流部会にワーキングチームを設置して広く市民・民間の参加を募ること、②スポーツコミッションの設立について本年10月の事前キャンプ終了を目途に決定いただけますよう、重ねて要望いたします。</p>
28. PPP, PFI手法の活 用について	<p>今後の公共施設の改修及び維持管理につきましては、民間の事業手法等の活用を通じた行政との連携が重要となってきます。</p> <p>当所におきましては平成30年度PPP、PFI勉強会を開催、ノウハウを蓄積してまいりますので、今後当手法の研究や実践につきまして民間の参画を前提とした情報共有に努めていただきたく要望いたします。</p>
29. 地方創生の戦略に再生 可能エネルギー施策の推 進について	<p>市では、「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を施行するとともに、「小田原市エネルギー計画」で、「エネルギーを地域で自給する持続可能なまち」を目指すべき将来像に掲げ、再生可能エネルギーの利用等の促進に向けた取組を進めていただいております。</p> <p>人口減少、超高齢型社会、東京一極集中、グローバル競争の激化などの中で、地域の活性化のためには、地域循環の促進有効である再生可能エネルギーの地産地消への取り組みへのより一層の支援をお願いするとともに、中小企業・小規模事業者のエネルギーの効率化(省エネ)の推進への支援を強く要望いたします。</p>
30. 小田原地下街の民間移 管について	<p>小田原地下街の経営体制については、当初より、民間事業者へ移管する方針と伺っておりますが、その時間軸も含めたスケジュールをあらためてお示ししていただきたく要望いたします。</p> <p>また併せて、市からの補填も含めた事業収支を公表し、経営状態を明らかにしていただくよう要望いたします。</p>

以 上